平成 １８ 年 ２ 月 ２７ 日

各　　位

会 社 名　 不二サッシ株式会社
代表者名　代表取締役社長　嵯　峨　　明
（ コード番号　５９４０　東証・福証 ）
問合せ先　執行役員 総合企画部長 柳澤孝司
（ＴＥＬ：０３－５７４５－１２１０）

債務の株式化および第三者割当による優先株式発行と転換社債型新株予約権付社債発行についてのお知らせ

平成１８年２月２７日開催の当社取締役会において、財務体質を早期に健全化し、財務構造の改善を図るべく、債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）および第三者割当による優先株式発行ならびに転換社債型新株予約権付社債発行について決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

Ⅰ．経　緯

当社は、平成１６年５月２０日に発表いたしました「新中期経営計画（平成１６年度～１８年度）」に基づき不二サッシグループの再編を通じて連結ベースのコストダウンと無駄の排除を推し進め、黒字体質への完全な復活と一段と強固な経営基盤の構築に向けて懸命の努力をしてまいりました。平成１５年３月期より３期連続黒字計上（連結）し、平成１８年３月期も経常黒字の見込みでありますが、当社の置かれている環境は、地金等原材料価格の高騰や需要の低迷、企業間の競争激化による受注価格の低下などますます厳しい状況となっております。

これらの状況に鑑み、顕著な収益悪化の兆候が見られることから、今会計年度で固定資産の減損に係る会計基準を適用し、また、広い範囲の資産の洗い直しを実施することとしました。

その結果、これらの損失によって見込まれる資本の毀損を債務の株式化および第三者割当による優先株式発行と転換社債型新株予約権付社債発行により補填するとともに財務体質を早期健全化し、財務構造の改善を図るために以下の決定をいたしました。

なお、懸案である累積損失を一掃するために今後の取締役会で平成１８年６月開催予定の定時株主総会において資本の減少（株式の併合は行わない）と資本準備金の取崩しを付議することを決議する予定にしております。

Ⅱ.優先株式および転換社債型新株予約権付社債の発行に関して

本日開催の当社取締役会におきまして、平成１８年３月１４日開催予定の臨時株主総会において、優先株式発行に係る定款変更案の決議を前提に、メインバンクである株式会社りそな銀行様による債務の一部株式化（デット・エクイティ・スワップ）手法による優先株式の発行（１２０億円）と日興シティグループ証券株式会社様による第三者割当優先株式の発行（２０億円）を決議いたしました。

また、日興シティグループ証券株式会社様による転換社債型新株予約権付社債（２０億円）の発行も併せて本日開催の当社取締役会で決議いたしました。

１．債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）による増資について

（１）債務の株式化の理由

当社の債務を当社の株式とするデット・エクイティ・スワップ（債務の株式化）による増資により資本の毀損を補填し、同時に有利子負債を削減します。

（２）債務の株式化の要領

株式会社りそな銀行様からの借入金１２０億円を当社の株式とすることにより、１２０億円の自己資本を増強し有利子負債を同額削減します。このため１２０億円の優先株式（第２種・第３種優先株式、各６０億円）を発行し、資本金と資本準備金がそれぞれ６０億円ずつ増加します。また、第２種優先株式・第３種優先株式につきましては、株主総会における議決権は有しておりません。普通株式の転換予約権につきましても、転換請求の据え置き期間を設けます。詳細につきましては、後述Ⅳ、Ⅴをご参照願います。

（３）債務株式化の日程

平成１８年３月１４日に予定している臨時株主総会において、優先株式発行のための定款変更を付議いたします。

発行決議日	平成１８年２月２７日
申込期日	平成１８年３月３０日
払込期日	平成１８年３月３０日
発行日	平成１８年３月３０日
配当起算日	平成１８年４月１日

２．第三者割当増資および転換社債型新株予約権付社債による増資について

（１）第三者割当増資および転換社債型新株予約権付社債による増資の理由

前述の債務の株式化と併せて第三者割当増資と転換社債型新株予約権付社債を発行することにより、さらに自己資本の増強を図り財務基盤を強化いたします。

（２）第三者割当増資および転換社債型新株予約権付社債による増資の要領

日興シティグループ証券株式会社様に優先株式２０億円（第１種優先株式）の第三者割当増資と転換社債型新株予約権付社債２０億円を引受けていただきます。これにより資本金と資本準備金が１０億円ずつ増加します。また、第１種優先株式につきましては、株主総会における議決権は有しておりません。第１種優先株および転換社債型新株予約権付社債の普通株式の転換予約権につきましては、転換請求の据え置き期間を設けておりません。詳細につきましては、後述Ⅳ、Ⅴをご参照願います。

（３）第三者割当増資および転換社債型新株予約権付社債による増資の日程

平成１８年３月１４日に予定している臨時株主総会において、優先株式発行のための定款変更を付議いたします。

発行決議日	平成１８年２月２７日
申込期間	平成１８年３月３０日
払込期日	平成１８年３月３０日

（４）その他

第１種優先株式および転換社債型新株予約権付社債の割当先である日興シティグループ証券株式会社は、本優先株式に付された転換予約権および本新株予約権付社債に付された新株予約権の権利行使の結果取得することとなる株式の数量の範囲内で行う当該株式と同一銘柄の株式の売付け等以外の本買取案件に関わる空売りを目的として、借株を行わないことになっております。

また、第２種優先株式・第３種優先株式の割当先である株式会社りそな銀行は借株を行わないことになっております。

３．資金使途について

（１）調達資金の使途

第１種・第２種・第３種優先株式の発行時における発行価額（１４０億円）および転換社債型新株予約権付社債（２０億円）を含む合計１６０億円の調達資金は、全額借入金の返済に充当する予定にしております。

（２）業績に与える見通し

平成１８年３月期の業績見通しにつきましては、別途本日公表の業績予想の修正をご参照願います。

(平成１８年３月期・連結見込　売上高：１１９５億円、経常利益：３億円、当期純損失：２０２億円)

４．株主への利益配分等

当社は、「中期経営４ヵ年計画」の遂行により、収益力の向上および財務体質の改善を図り、早期の復配を目指してまいります。

５．その他

（１）優先株式および転換社債型新株予約権付社債を発行する理由

第１種・第２種・第３種優先株式ならびに転換社債型新株予約権付社債を発行する理由としては、既述のとおり当社を取り巻く経営環境が極めて厳しい中、「中期経営４ヵ年計画」を遂行するに当たり当社にとって本増資が必要不可欠であると勘案いたしたことによります。

（２）潜在株式による希薄化情報

第１種・第２種・第３種優先株式ならびに転換社債型新株予約権付社債が、仮に当初転換価額２３７円（平成１８年２月２４日終値）とし、最大発行株式数となる下限転換価額１１８.５円（当初転換価額の５０％）で転換・行使された場合、発行済普通株式数は、現状の約４０百万株から最大約１３５百万株増加し、約１７５百万株となり希薄化が予想されます。株主の皆様には多大なご負担とご迷惑をおかけいたすことをお詫び申し上げますとともに、引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

（３）新株式の所有について

新株引受け先である株式会社りそな銀行および日興シティグループ証券株式会社が、転換後も当該普通株式を全額所有した場合、その最大持株比率は、それぞれ次の通りとなります。

仮に当初転換価額２３７円（平成１８年２月２４日終値）とし、最大発行株式数となる下限転換価額１１８.５円（当初転換価額の５０％）で転換・行使された場合

平成18年4月1日～平成19年9月30日	日興シティグループ証券	４５．７％
平成19年10月1日～平成21年3月31日	りそな銀行	４２．１％
	日興シティグループ証券	２７．１％
平成21年4月1日以降	りそな銀行	５８．９％
	日興シティグループ証券	１９．３％

（４）過去３年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

該当事項はありません。

（５）過去３決算期間および直前の株価等の推移

	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	平成17年4月１日～平成18年2月24日
始　　値	７８円	７４円	２４０円	１８７円
高　　値	１００円	２４２円	３１０円	４４５円
安　　値	４５円	６３円	１４０円	１６５円
終　　値	７３円	２３５円	１８５円	２３７円
株価収益率･連結(倍)	３２．２８倍	７．７２倍	４．０４倍	－

（６）本優先株式のうち、第１種・第２種優先株式および転換社債型新株予約権付社債の新株発行に伴い、当社と新株の割当を受ける株式会社りそな銀行および日興シティグループ証券株式会社との間で、書面により、新株譲渡時の株式会社東京証券取引所への報告ならびに当該報告内容および「第三者割当等により発行された新株の譲渡の報告等に関する規則」による確約に係る書面の公衆縦覧、その他の株式会社東京証券取引所が必要と認める事項の確約を行います。

（７）産業活力再生特別措置法の活用

今回の計画の透明性と実効性を高めるために産業活力再生特別措置法を活用すべく、現在、所管官庁に対する認定申請を準備しております。

Ⅲ．資本の推移

減損処理等による資本の毀損を解消して、健全な財務体質への早期回復を実現いたします。

今回の優先株式発行による資本の推移は以下の通りです。

＜個別＞

（単位：百万円）

	H17/3末	H17/9末	H18/3末見込			H18/6 (定時総会) 資本準備金取崩	H18/７予定 減資効力発生
			損失処理	増　資			
資本金	8,678	8,678	8,678	7,000	15,678	15,678	678
資本剰余金	2,319	0	0	7,000	7,000	0	0
利益剰余金	△ 12,403	△ 10,492	△ 22,000	－	△ 22,000	△ 15,000	0
その他	8,261	8,800	680	－	680	680	680
資本合計	6,855	6,986	△ 12,642	14,000	1,358	1,358	1,358

＜連結＞

（単位：百万円）

	H17/3末	H17/9末	H18/3末見込			H18/6 (定時総会) 資本準備金取崩	H18/７予定 減資効力発生
			損失処理	増　資			
資本金	8,678	8,678	8,678	7,000	15,678	15,678	678
資本剰余金	2,319	22	22	7,000	7,022	22	22
利益剰余金	△ 12,465	△ 10,776	△ 22,000	－	△ 22,000	△ 15,000	0
その他	8,786	9,466	1,300	－	1,300	1,300	1,300
資本合計	7,318	7,390	△ 12,000	14,000	2,000	2,000	2,000

※定時株主総会に資本の減少と資本準備金の取崩しについて付議する予定にしております。

（単位：百万円）

		H17/3末	H17/9末	H18/3末見込
有利子負債の削減	個別	59,665	57,720	41,300
	連結	72,170	70,114	51,600

Ⅳ. 【 転換社債型新株予約権付社債・優先株式発行概要 】

		転換社債型新株予約権付社債 （日興ｼﾃｨｸﾞﾙｰﾌﾟ証券引受）	第一種優先株式 （日興ｼﾃｨｸﾞﾙｰﾌﾟ証券引受）	第二種優先株式（ＤＥＳ） （りそな銀行引受）	第三種優先株式（ＤＥＳ） （りそな銀行引受）
発行日		２００６年3月３０日	２００６年3月３０日	２００６年3月３０日	２００６年3月３０日
発行総額		２，０００百万円	２，０００百万円	６，０００百万円	６，０００百万円
発行株式数・券面数		４０枚	１，０００千株	３，０００千株	３，０００千株
発行価額		５０百万円	２，０００円	２，０００円	２，０００円
配当の優先		なし	始期：２００７年3月期～	始期：２００７年3月期～	始期：２００７年3月期～
	優先配当年率	０％	変動	変動	変動
			円ＴＩＢＯＲ１年物	円ＴＩＢＯＲ１年物＋０．２５％	円ＴＩＢＯＲ１年物＋１．０％
	配当上限	－	２００円	２００円	２００円
	参加／非参加	－	非参加	非参加	非参加
	累積／非累積	－	非累積	非累積	非累積
残余財産の分配		無担保債権	あり	あり	あり
			分配基準：普通株に優先して払込額まで	分配基準：普通株に優先して払込額まで	分配基準：普通株に優先して払込額まで
議決権		－	なし	なし	なし
譲渡制限（買取契約内）		譲渡制限付	譲渡制限付	2007年9月30日まで譲渡制限あり	2007年9月30日まで譲渡制限あり
株主・社債権者の償還請求権		あり	なし	あり	あり
		2006年8月30日以降、いつでも１００％で		償還基準：配当可能利益の７５％まで	償還基準：配当可能利益の７５％まで
		繰上償還請求可能（６０日以上前の		償還価額：発行価額	償還価額：発行価額
		事前通知）		償還方法：限度額を超える場合は第三種、第二種の順序で償還	償還方法：限度額を超える場合は第三種、第二種の順序で償還
				請求期間：２０１２年７月以降の毎年７月	請求期間：２００９年７月以降の毎年７月
買受・消却		法令に従い、いつでも買受・消却可	法令に従い、いつでも買受・消却可	法令に従い、いつでも買受・消却可	法令に従い、いつでも買受・消却可
発行体による強制償還		いつでも１００％で繰上償還可能	いつでも１００％で繰上償還可能	あり（1ヶ月以上前の事前通知）	あり（1ヶ月以上前の事前通知）
		（１０～６０日前の事前通知）	（1ヶ月以上前の事前通知）	償還価額：発行価額	償還価額：発行価額＋経過配当
				請求期間：２００９年４月以降	請求期間：２０１５年４月以降
転換予約権		あり	あり	あり	あり
	当初転換価額決定	未定	2006年3月6日～10日の終値平均	2006年3月6日～10日の終値平均	2006年3月6日～10日の終値平均
	転換価額修正	毎月第三金曜日、時価に修正	毎月第一金曜日、時価に修正	毎月第三金曜日、時価に修正	毎年（4月1日）：時価に修正
		価額決定基準：直前５取引日終値平均	価額決定基準：直前５取引日終値平均	価額決定基準：直前５取引日終値平均	価額決定基準：直前５取引日終値平均
		修正後転換価額：９０％	修正後転換価額：９０％		
		上限転換価額：当初転換価額の２００％	上限転換価額：当初転換価額の２００％	上限転換価額：当初転換価額の２００％	上限転換価額：当初転換価額の２００％
		下限転換価額：当初転換価額の５０％	下限転換価額：当初転換価額の５０％	下限転換価額：当初転換価額の５０％	下限転換価額：当初転換価額の５０％
			修正期間：2006年5月1日以降	修正期間：2007年11月1日以降	修正期間：2010年4月1日以降
	転換請求可能期間	2006年4月1日～2008年3月27日	2006年4月1日～2008年3月27日	2007年10月１日～2017年3月29日	2009年4月1日～2017年3月29日
一斉転換		なし	あり	あり	あり
	転換期間	－	転換期日：２００８年３月２８日	転換期日：２０１７年３月３０日	転換期日：２０１７年３月３０日
	転換価額	－	価額決定基準：直前５取引日終値平均	価額決定基準：直前５取引日終値平均	価額決定基準：直前５取引日終値平均
			上限転換価額：当初転換価額の２００％	上限転換価額：当初転換価額の２００％	上限転換価額：当初転換価額の２００％
			下限転換価額：当初転換価額の５０％	下限転換価額：当初転換価額の５０％	下限転換価額：当初転換価額の５０％

Ⅴ．発行要項

１．第１種優先株式発行要項

1.	株式の種類	不二サッシ株式会社第1種優先株式 （以下「第1種優先株式」という。）
2.	発行新株式数	1,000,000株
3.	発行価額	1株につき　2,000円
4.	発行価額中資本に組入れない額	1株につき　1,000円
5.	発行価額の総額	2,000,000,000円
6.	資本組入額の総額	1,000,000,000円
7.	発行方法	第三者割当の方法により、日興シティグループ証券株式会社に第１種優先株式の全株式を割り当てる。
8.	申込期日	平成18年3月30日（木曜日）
9.	払込期日	平成18年3月30日（木曜日）
10.	発行日	平成18年3月30日（木曜日）
11.	配当起算日	平成18年4月 1日（土曜日）
12.	優先配当金	(1)　優先配当金 当会社は、利益配当を行うときは、配当起算日以降毎決算期最終の株主名簿に記載又は記録された第1種優先株式を有する株主（以下「第1種優先株主」という。）又は第1種優先株式の登録質権者（以下「第1種優先登録質権者」という。）に対し、当会社普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び当会社普通株式の登録質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、第1種優先株式1株につき下記（2）に定める額の利益配当金を支払う。 (2) 優先配当金の額 第１種優先株式１株当たりの優先配当金（以下「第１種優先配当金」という。）の額は、第１種優先株式の発行価額（2,000円）に、日本円TIBOR（1年物）を乗じ、円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を四捨五入した額とする。ただし、計算の結果、200円を超える場合は、第１種優先配当金の額は200円とする。 「日本円TIBOR（1 年物）」とは、年率修正日において、午前11時における日本円１ 年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。ただし、日本円TIBOR（1 年物）が公表されない場合は、同日（当日がロンドン銀行営業日でない場合は前ロンドン銀行営業日）ロンドン時間午前11 時にスクリーン・ページに表示されるユーロ円１年物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR1 年物（360 日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるもの

ご注意： この文書は、当社が本優先株式及び本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

を日本円 TIBOR（1 年物）に代えて用いるものとする。

「年率修正日」とは、平成 18 年 4 月 1 日を含む営業年度については平成 18 年 4 月 1 日とし、それ以降は支払われるべき第 1 種優先配当金に係る営業年度の初日とする。当日が、銀行営業日でない場合は前銀行営業日とする。

「銀行営業日」とは、法令等により日本において銀行が休業することを認められ又は義務づけられている日以外の日をいい、「ロンドン銀行営業日」とは、法令等によりロンドンにおいて銀行が休業することを認められ又は義務づけられている日以外の日をいう。

(3) 非累積条項

ある営業年度において第 1 種優先株主又は第 1 種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第 1 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

第 1 種優先株主又は第 1 種優先登録質権者に対しては、第 1 種優先配当金を超えて利益配当を行わない。

13.	残余財産の分配	当会社の残余財産を分配するときは、第 1 種優先株主又は第 1 種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、第 1 種優先株式 1 株につき 2,000 円を支払う。 第 1 種優先株主又は第 1 種優先登録質権者に対しては、前記分配のほか、残余財産の分配は行わない。
14.	議決権	第 1 種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。
15.	買受け又は消却	当会社は、いつでも第 1 種優先株式の全部又は一部を買受け、これを株主に配当すべき利益をもって、当該買受価額により消却することができる。
16.	強制償還	当会社は、法令に定める場合を除き、第 1 種優先株式の発行日以降いつでもその選択により第 1 種優先株主及び第 1 種優先登録質権者に対して償還日から 1 ヶ月以上の事前通知を行った上で、その時点において残存する第 1 種優先株式の全部又は一部を償還することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。償還価額は、第 1 種優先株式 1 株につき 2,000 円とする。
17.	株式の併合又は分割、新株引受権等	当会社は、法令に定める場合を除き、第 1 種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当会社は、第 1 種優先株主又は第 1 種優先登録質権者に対しては、新株引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。
18.	普通株式への転換予約権	(1) 転換を請求し得べき期間 第 1 種優先株式の転換を請求し得べき期間は、平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 27 日までとする。 (2) 転換の条件 第 1 種優先株式は、上記(1)の期間中、1 株につき下記①乃至③に定める転換価額により、当会社普通株式に転換することができる。 ① 当初転換価額

ご注意： この文書は、当社が本優先株式及び本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

当初転換価額は、平成 18 年 3 月 6 日（当日を含む。）から同月 10 日（当日を含む。）までの取引日（ただし、終値（気配表示を含む。以下同じ。）のない日は除く。）の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（円位未満小数第 1 位まで算出し、小数第 1 位を切り上げる。）とする。

② 転換価額の修正

第 1 種優先株式の発行後、平成 18 年 5 月を初回とする毎月第 1 金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで（当日を含む。）の 5 連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの 5 連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の 90%に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り捨てる。以下「修正後転換価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間内に、下記③で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、第 1 種優先株式の要項に従い当会社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後転換価額が当初転換価額の 50%（以下「下限転換価額」という。ただし、下記③による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の 200%（以下「上限転換価額」という。ただし、下記③による調整を受ける。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

③ 転換価額の調整

a．当会社は、第 1 種優先株式の発行後、下記 b に掲げる各事由により当会社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

b．転換価額調整式により第 1 種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

ご注意： この文書は、当社が本優先株式及び本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(a) 下記c.(b)に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行し又は当会社の有する当会社普通株式を処分する場合（ただし、当会社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当会社の普通株式の発行もしくはこれに代えて当会社の有する当会社の普通株式の移転（以下当会社の普通株式の発行又は移転を「交付」という。）を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使による場合を除く。）。

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、また募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(b) 株式分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、当該株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、当該株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当会社普通株式を交付する。なお、株券の交付については下記⑦の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額をもって当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(c) 下記c.(b)に定める時価を下回る価額をもって当会社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合

調整後の転換価額は、発行される証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日

ご注意： この文書は、当社が本優先株式及び本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

c.(a)　転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(b)　転換価額調整式に使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、上記b.(b)ただし書きの場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(c)　転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合は調整後の転換価額を適用する日2ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。また、上記b(b)の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株主割当日における当会社の有する当会社普通株式に割り当てられる当会社普通株式数を含まないものとする。

(d)　転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

d.上記b.の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。

(a)　株式の併合、資本の減少、商法第373条に定められた新設分割、商法第374条ノ16に定められた吸収分割、又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

(b)　その他当会社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(c)　転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

④ 上記②又は③により転換価額の修正又は調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修

ご注意： この文書は、当社が本優先株式及び本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

正前又は調整前の転換価額、修正後又は調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を第１種優先株主に通知する。ただし、上記③b.(b)但書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

⑤ 第１種優先株式の転換請求の方法

第１種優先株式の転換請求受付事務は、下記(3)の転換請求受付場所（以下「転換請求受付場所」という。）においてこれを取扱う。

(a) 第１種優先株式を転換請求しようとする第１種優先株主は、当会社の定める転換請求書に、転換請求しようとする第１種優先株式を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、その第１種優先株式の株券を添えて転換を請求し得べき期間中に転換請求受付場所に提出しなければならない。ただし、第１種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

(b) 転換請求受付場所に対し転換請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

⑥ 第１種優先株式の転換請求の効力発生時期

転換請求の効力は、転換請求に要する書類の全部が転換受付場所に到着した日に発生する。

⑦ 株券の交付方法

当会社は、転換請求の効力発生後すみやかに第１種優先株式の転換により発行すべき当会社普通株式の株券を第１種優先株主に交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

⑧ 第１種優先株式の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当会社は必要な措置を講じる。

⑨ 転換により発行すべき普通株式数

第１種優先株式の転換により発行すべき当会社普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第１種優先株主が転換請求のために提出した第１種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出に当たっては、１株未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 転換請求受付場所

東京都港区芝三丁目 33 番 1 号
中央三井信託銀行株式会社　本店

ご注意： この文書は、当社が本優先株式及び本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

19.	普通株式への一斉転換	平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 27 日までに転換請求のなかった第 1 種優先株式は、平成 20 年 3 月 28 日（以下「一斉転換日」という。）をもって、各第 1 種優先株主の有する第 1 種優先株式の発行価額相当額を一斉転換日まで（当日を含む。）の 5 連続取引日（ただし、終値のない日は除き、一斉転換日が取引日でない場合には、一斉転換日の直前の取引日までの 5 連続取引日とする。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、当該平均値が(1)下限転換価額を下回るとき、又は、(2)上限転換価額を上回るときは、各第 1 種優先株主の有する第 1 種優先株式の発行価額相当額を、(1)の場合は当該下限転換価額で、(2)の場合は当該上限転換価額で、それぞれ除して得られる数の普通株式となる。なお、上記の普通株式数の算出にあたって 1 株に満たない端数が生じたときは、商法第 220 条に定める端数の処理の規定に準じてこれを取扱う。 本 19.に基づき第 1 種優先株式の一斉転換の効力が発生した場合には、当会社は、すみやかに第 1 種優先株式の転換により発行すべき当会社普通株式の株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。
20.	期中転換又は一斉転換があった場合の取扱い	第 1 種優先株式の転換により発行された当会社の普通株式に対する最初の利益配当金又は商法第 293 条ノ 5 に定められた金銭の分配(中間配当金)については、転換の請求又は一斉転換が 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間になされたときは 4 月 1 日に、10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間になされたときは 10 月 1 日に、それぞれ転換があったものとみなして支払うものとする。
21.	停止条件	第 1 種優先株式の発行は、第 1 種優先株式の要項の記載内容に従った当会社定款の変更が当会社株主総会において承認されることを条件とする。
22.	第 1 種優先株式の発行は、各種法令に基づく必要手続の効力発生を条件とする。	

２．第２種優先株式発行要項

1.	株式の種類	不二サッシ株式会社第2種優先株式 （以下「第2種優先株式」という。）
2.	発行新株式数	3,000,000株
3.	発行価額	1株につき　2,000円
4.	発行価額中資本に組入れない額	1株につき　1,000円

ご注意： この文書は、当社が本優先株式及び本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

5.	発行価額の総額	6,000,000,000円
6.	資本組入額の総額	3,000,000,000円
7.	発行方法	第三者割当の方法により、株式会社りそな銀行に第2種優先株式の全株式を割り当てる。
8.	申込期日	平成18年3月30日（木曜日）
9.	払込期日	平成18年3月30日（木曜日）
10.	発行日	平成18年3月30日（木曜日）
11.	配当起算日	平成18年4月1日（土曜日）
12.	優先配当金	(1) 優先配当金 当会社は、利益配当を行うときは、配当起算日以降毎決算期最終の株主名簿に記載又は記録された第2種優先株式を有する株主（以下「第2種優先株主」という。）又は第2種優先株式の登録質権者（以下「第2種優先登録質権者」という。）に対し、当会社普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び当会社普通株式の登録質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、第2種優先株式1株につき下記（2）に定める額の利益配当金を支払う。 (2) 優先配当金の額 第2種優先株式1株当たりの優先配当金（以下「第2種優先配当金」という。）の額は、第2種優先株式の発行価額（2,000円）に、日本円TIBOR（1年物）に0.25%を加算した利率を乗じ、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入した額とする。ただし、計算の結果、200円を超える場合は、第2種優先配当金の額は200円とする。 「日本円TIBOR（1年物）」とは、年率修正日において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。ただし、日本円TIBOR（1年物）が公表されない場合は、同日（当日がロンドン銀行営業日でない場合は前ロンドン銀行営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるユーロ円1年物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。 「年率修正日」とは、平成18年4月1日を含む営業年度については平成18年4月1日とし、それ以降は支払われるべき第2種優先配当金に係る営業年度の初日とする。当日が、銀行営業日でない場合は前銀行営業日とする。 「銀行営業日」とは、法令等により日本において銀行が休業することを認められ又は義務づけられている日以外の日をいい、「ロンドン銀行営業日」とは、法令等によりロンドンにおいて銀行が休業することを認められ又は義務づけられている日以外の日をいう。

ご注意： この文書は、当社が本優先株式及び本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(3) 非累積条項

ある営業年度において第 2 種優先株主又は第 2 種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第 2 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

第 2 種優先株主又は第 2 種優先登録質権者に対しては、第 2 種優先配当金を超えて利益配当を行わない。

13. 残余財産の分配

当会社の残余財産を分配するときは、第 2 種優先株主又は第 2 種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、第 2 種優先株式 1 株につき 2,000 円を支払う。

第 2 種優先株主又は第 2 種優先登録質権者に対しては、前記分配のほか残余財産の分配は行わない。

14. 議決権

第 2 種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

15. 償還請求権

第 2 種優先株主は、当会社に対し、平成 24 年 7 月 1 日以降毎年 7 月に発行価額をもって、第 2 種優先株式の全部又は一部の償還を請求することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。

当会社は、前記の請求（以下「償還請求」という。）がなされた場合に限り、請求がなされた日の属する営業年度の前営業年度における配当可能利益の 75%を限度として、第 2 種優先株式の償還をするものとする。

前記の限度額を超えて第 2 種優先株主及び第 3 種優先株主からの償還請求があった場合、償還の順位は第 3 種優先株式、第 2 種優先株式とする。

16. 買受け又は消却

当会社は、いつでも第 2 種優先株式の全部又は一部を買受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却を行うことができる。

17. 強制償還

当会社は、法令に定める場合を除き、平成 21 年 4 月 1 日以降いつでもその選択により第 2 種優先株主及び第 2 種優先登録質権者に対して償還日から 1 ヵ月以上の事前通知を行ったうえで、その時点において残存する第 2 種優先株式の全部又は一部を償還することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。償還価額は本優先株式 1 株につき 2,000 円とする。

18. 株式の併合又は分割、新株引受権等

当会社は、法令に定める場合を除き、第 2 種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当会社は、第 2 種優先株主又は第 2 種優先登録質権者に対しては、新株引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

19. 普通株式への転換予約権

(1) 転換を請求し得べき期間

第 2 種優先株式の転換を請求し得べき期間は、平成 19 年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 29 日までとする。

(2) 転換の条件

第 2 種優先株式は、上記(1)の期間中、1 株につき下記①乃至③

ご注意： この文書は、当社が本優先株式及び本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

に定める転換価額により、当会社普通株式に転換することができる。

① 当初転換価額

当初転換価額は、平成 18 年 3 月 6 日（当日を含む。）から同月 10 日（当日を含む。）までの取引日（ただし、終値（気配表示を含む。以下同じ。）のない日は除く。）の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（円位未満小数第 1 位まで算出し、小数第 1 位を切り上げる。）とする。

② 転換価額の修正

平成 19 年 11 月 1 日以降の毎月第 3 金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで（当日を含む。）の 5 連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの 5 連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り捨てる。以下「修正後転換価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間内に、下記③で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、第 2 種優先株式の要項に従い当会社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後転換価額が当初転換価額の 50%（以下「下限転換価額」という。ただし、下記③による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の 200%（以下「上限転換価額」という。ただし、下記③による調整を受ける。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

③ 転換価額の調整

a．当会社は、第 2 種優先株式の発行後、下記 b.に掲げる各事由により当会社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当りの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

b．転換価額調整式により第 2 種優先株式の転換価額の調整

ご注意： この文書は、当社が本優先株式及び本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(a) 下記ｃ.(b)に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行し又は当会社の有する当会社普通株式を処分する場合（ただし、当会社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当会社の普通株式の発行もしくはこれに代えて当会社の有する当会社の普通株式の移転（以下当会社の普通株式の発行又は移転を「交付」という。）を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使による場合を除く。）。

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、また募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(b) 株式分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、当該株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、当該株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当会社普通株式を交付する。なお、株券の交付については下記⑦の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額をもって当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(c) 下記ｃ.(b)に定める時価を下回る価額をもって当会社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合

調整後の転換価額は、発行される証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）の翌

ご注意： この文書は、当社が本優先株式及び本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

c.(a)　転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(b)　転換価額調整式に使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、上記b.(b)ただし書きの場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(c) 転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合は調整後の転換価額を適用する日2ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。また、上記b.(b)の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株主割当日における当会社の有する当会社普通株式に割り当てられる当会社普通株式数を含まないものとする。

(d) 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

d. 上記b.の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。

(a) 株式の併合、資本の減少、商法第373条に定められた新設分割、商法第374条ノ16に定められた吸収分割、又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

(b) その他当会社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(c) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

④ 上記②又は③により転換価額の修正又は調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の転換価額、修正後又は調整後の転換価額及び

ご注意： この文書は、当社が本優先株式及び本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

その適用の日その他必要な事項を第2種優先株主に通知する。ただし、上記③b.(ｂ)但書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

⑤ 第2種優先株式の転換請求の方法

第2種優先株式の転換請求受付事務は、下記(3)の転換請求受付場所（以下「転換請求受付場所」という。）においてこれを取扱う。

(a) 第2種優先株式を転換請求しようとする第2種優先株主は、当会社の定める転換請求書に、転換請求しようとする第2種優先株式を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、その第2種優先株式の株券を添えて転換を請求し得べき期間中に転換請求受付場所に提出しなければならない。ただし、第2種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

(b) 転換請求受付場所に対し転換請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

⑥ 第2種優先株式の転換請求の効力発生時期

転換請求の効力は、転換請求に要する書類の全部が転換受付場所に到着した日に発生する。

⑦ 株券の交付方法

当会社は、転換請求の効力発生後すみやかに第2種優先株式の転換により発行すべき当会社普通株式の株券を第2種優先株主に交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

⑧ 第2種優先株式の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当会社は必要な措置を講じる。

⑨ 転換により発行すべき普通株式数

第2種優先株式の転換により発行すべき当会社普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第2種優先株主が転換請求のために提出した第2種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出に当たっては、１株未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 転換請求受付場所

東京都港区芝三丁目33番1号
中央三井信託銀行株式会社　本店

20. 普通株式への一斉転換

平成19年10月1日から平成29年3月29日までに転換請求のなかった第2種優先株式は、平成29年3月30日（以下「一斉転換日」という。）をもって、各第2種優先株主の有する第2種優先株式の

ご注意： この文書は、当社が本優先株式及び本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

		発行価額相当額を一斉転換日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、一斉転換日が取引日でない場合には、一斉転換日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出しその小数第2位を切り捨てる。）で除して得られる数の普通株式となる。 ただし、当該平均値が(1)下限転換価額を下回るとき、又は、(2)上限転換価額を上回るときは、各第2種優先株主の有する第2種優先株式の発行価額相当額を、(1)の場合は当該下限転換価額で、(2)の場合は当該上限転換価額で、それぞれ除して得られる数の普通株式となる。なお、上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、商法第220条に定める端数の処理の規定に準じてこれを取扱う。 本20.に基づき第2種優先株式の一斉転換の効力が発生した場合には、当会社は、すみやかに第2種優先株式の転換により発行すべき当会社普通株式の株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。
21.	期中転換又は一斉転換があった場合の取扱い	第2種優先株式の転換により発行された当会社の普通株式に対する最初の利益配当金又は商法第293条ノ5に定められた金銭の分配(中間配当金)については、転換の請求又は一斉転換が4月1日から9月30日までの間になされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までの間になされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなして支払うものとする。
22.	停止条件	第2種優先株式の発行は、第2種優先株式の要項の記載内容に従った当会社定款の変更が当会社株主総会において承認されることを条件とする。
23.	第2種優先株式の発行は、各種法令に基づく必要手続の効力発生を条件とする。	

３．第3種優先株式発行要項

1.	株式の種類	不二サッシ株式会社第3種優先株式 （以下「第3種優先株式」という。）
2.	発行新株式数	3,000,000株
3.	発行価額	1株につき　2,000円
4.	発行価額中資本に組入れない額	1株につき　1,000円
5.	発行価額の総額	6,000,000,000円
6.	資本組入額の総額	3,000,000,000円

ご注意：この文書は、当社が本優先株式及び本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

7. 発行方法　第三者割当の方法により、株式会社りそな銀行に第3種優先株式の全株式を割り当てる。

8. 申込期日　平成18年3月30日（木曜日）

9. 払込期日　平成18年3月30日（木曜日）

10. 発行日　平成18年3月30日（木曜日）

11. 配当起算日　平成18年4月1日（土曜日）

12. 優先配当金

(1) 優先配当金

当会社は、利益配当を行うときは、配当起算日以降毎決算期最終の株主名簿に記載又は記録された第3種優先株式を有する株主（以下「第3種優先株主」という。）又は第3種優先株式の登録質権者（以下「第3種優先登録質権者」という。）に対し、当会社普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び当会社普通株式の登録質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、第3種優先株式1株につき下記（2）に定める額の利益配当金を支払う。

(2) 優先配当金の額

第3種優先株式1株当たりの優先配当金（以下「第3種優先配当金」という。）の額は、第3種優先株式の発行価額（2,000円）に、日本円TIBOR（1年物）に1.0%を加算した利率を乗じ、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入した額とする。ただし、計算の結果、200円を超える場合は、第3種優先配当金の額は200円とする。

「日本円TIBOR（1年物）」とは、年率修正日において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。ただし、日本円TIBOR（1年物）が公表されない場合は、同日（当日がロンドン銀行営業日でない場合は前ロンドン銀行営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるユーロ円1年物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

「年率修正日」とは、平成18年4月1日を含む営業年度については平成18年4月1日とし、それ以降は支払われるべき第3種優先配当金に係る営業年度の初日とする。当日が、銀行営業日でない場合は前銀行営業日とする。

「銀行営業日」とは、法令等により日本において銀行が休業することを認められ又は義務づけられている日以外の日をいい、「ロンドン銀行営業日」とは、法令等によりロンドンにおいて銀行が休業することを認められ又は義務づけられている日以外の日をいう。

(3) 非累積条項

ある営業年度において第3種優先株主又は第3種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第3種優先配当金の額に達

ご注意： この文書は、当社が本優先株式及び本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

第 3 種優先株主又は第 3 種優先登録質権者に対しては、第 3 種優先配当金を超えて利益配当を行わない。

13.	残余財産の分配	当会社の残余財産を分配するときは、第 3 種優先株主又は第 3 種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、第 3 種優先株式 1 株につき 2,000 円を支払う。 第 3 種優先株主又は第 3 種優先登録質権者に対しては、前記分配のほか残余財産の分配は行わない。
14.	議決権	第 3 種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。
15.	償還請求権	第 3 種優先株主は、当会社に対し、平成 21 年 7 月 1 日以降毎年 7 月に発行価額をもって、第 3 種優先株式の全部又は一部の償還を請求することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。 当会社は、前記の請求（以下「償還請求」という。）がなされた場合に限り、請求がなされた日の属する営業年度の前営業年度における配当可能利益の 75%を限度として、第三種優先株式の償還をするものとする。 前記の限度額を超えて第 2 種優先株主及び第 3 種優先株主からの償還請求があった場合、償還の順位は、第 3 種優先株式、第 2 種優先株式とする。
16.	買受け又は消却	当会社は、いつでも第 3 種優先株式の全部又は一部を買受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却を行うことができる。
17.	強制償還	当会社は、法令に定める場合を除き、平成 27 年 4 月 1 日以降いつでもその選択により第 3 種優先株主及び第 3 種優先登録質権者に対して、償還日から 1 ヵ月以上の事前通知を行ったうえで、その時点において残存する第 3 種優先株式の全部又は一部を償還することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。 償還価額は 1 株につき 2,000 円に経過配当金相当額を加算した額とする。前記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額とする。
18.	株式の併合又は分割、新株引受権等	当会社は、法令に定める場合を除き、第 3 種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当会社は、第 3 種優先株主又は第 3 種優先登録質権者に対しては、新株引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。
19.	普通株式への転換予約権	(1) 転換を請求し得べき期間 第 3 種優先株式の転換を請求し得べき期間は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 29 日までとする。 (2) 転換の条件 第 3 種優先株式は、上記(1)の期間中、1 株につき下記①乃至③に定める転換価額により、当会社普通株式に転換することができる。

ご注意： この文書は、当社が本優先株式及び本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

① 当初転換価額

当初転換価額は、平成 18 年 3 月 6 日（当日を含む。）から同月 10 日（当日を含む。）までの取引日（ただし、終値（気配表示を含む。以下同じ。）のない日は除く。）の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（円位未満小数第 1 位まで算出し、小数第 1 位を切り上げる。）とする。

② 転換価額の修正

平成 22 年 4 月 1 日以降の毎年 4 月 1 日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで（当日を含む。）の 5 連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの 5 連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り捨てる。以下「修正後転換価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間内に、下記③で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、第 3 種優先株式の要項に従い当会社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後転換価額が当初転換価額の 50%（以下「下限転換価額」という。ただし、下記③による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の 200%（以下「上限転換価額」という。ただし、下記③による調整を受ける。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

③ 転換価額の調整

a．当会社は、第 3 種優先株式の発行後、下記 b に掲げる各事由により当会社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当りの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

b．転換価額調整式により第 3 種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期について

ご注意： この文書は、当社が本優先株式及び本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

は、次に定めるところによる。

(a) 下記ｃ.(b)に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行し又は当会社の有する当会社普通株式を処分する場合（ただし、当会社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当会社の普通株式の発行もしくはこれに代えて当会社の有する当会社の普通株式の移転（以下当会社の普通株式の発行又は移転を「交付」という。）を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使による場合を除く。）。

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、また募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(b) 株式分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、当該株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、当該株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当会社普通株式を交付する。なお、株券の交付については下記⑦の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額をもって当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に、１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(c) 下記ｃ.(b)に定める時価を下回る価額をもって当会社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合

調整後の転換価額は、発行される証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして転

ご注意： この文書は、当社が本優先株式及び本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

c.(a)　転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(b)　転換価額調整式に使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、上記b.(b)ただし書きの場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(c) 転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合は調整後の転換価額を適用する日2ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。また、上記b(b)の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株主割当日における当会社の有する当会社普通株式に割り当てられる当会社普通株式数を含まないものとする。

(d) 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

d. 上記b.の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。

(a)　株式の併合、資本の減少、商法第373条に定められた新設分割、商法第374条ノ16に定められた吸収分割、又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

(b)　その他当会社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(c)　転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

④ 上記②又は③により転換価額の修正又は調整を行うときは、当

ご注意： この文書は、当社が本優先株式及び本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の転換価額、修正後又は調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を第3種優先株主に通知する。ただし、上記③b.(b)但書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

⑤ 第3種優先株式の転換請求の方法

第3種優先株式の転換請求受付事務は、下記(3)の転換請求受付場所（以下「転換請求受付場所」という。）においてこれを取扱う。

(a) 第3種優先株式を転換請求しようとする第3種優先株主は、当会社の定める転換請求書に、転換請求しようとする第3種優先株式を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、その第3種優先株式の株券を添えて転換を請求し得べき期間中に転換請求受付場所に提出しなければならない。ただし、第3種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

(b) 転換請求受付場所に対し転換請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

⑥ 第3種優先株式の転換請求の効力発生時期

転換請求の効力は、転換請求に要する書類の全部が転換受付場所に到着した日に発生する。

⑦ 株券の交付方法

当会社は、転換請求の効力発生後すみやかに第3種優先株式の転換により発行すべき当会社普通株式の株券を第3種優先株主に交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

⑧ 第3種優先株式の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当会社は必要な措置を講じる。

⑨ 転換により発行すべき普通株式数

第3種優先株式の転換により発行すべき当会社普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第3種優先株主が転換請求のために提出した第3種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

ご注意： この文書は、当社が本優先株式及び本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

転換により発行すべき普通株式数の算出に当たっては、１株未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 転換請求受付場所

東京都港区芝三丁目 33 番 1 号
中央三井信託銀行株式会社　本店

20.	普通株式への一斉転換	平成 21 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 29 日までに転換請求のなかった第 3 種優先株式は、平成 29 年 3 月 30 日（以下「一斉転換日」という。）をもって、各第 3 種優先株主の有する第 3 種優先株式の発行価額相当額を一斉転換日まで（当日を含む。）の 5 連続取引日（ただし、終値のない日は除き、一斉転換日が取引日でない場合には、一斉転換日の直前の取引日までの 5 連続取引日とする。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。）で除して得られる数の普通株式となる。 ただし、当該平均値が(1)下限転換価額を下回るとき、又は、(2)上限転換価額を上回るときは、各第 3 種優先株主の有する第 3 種優先株式の発行価額相当額を、(1)の場合は当該下限転換価額で、(2)の場合は当該上限転換価額で、それぞれ除して得られる数の普通株式となる。なお、上記の普通株式の数の算出にあたって 1 株に満たない端数が生じたときは、商法第 220 条に定める端数の処理の規定に準じてこれを取扱う。本 20.に基づき第 3 種優先株式の一斉転換の効力が発生した場合には、当会社は、すみやかに第 3 種優先株式の転換により発行すべき当会社普通株式の株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。
21.	期中転換又は一斉転換があった場合の取扱い	第 3 種優先株式の転換により発行された当会社の普通株式に対する最初の利益配当金又は商法第 293 条ノ 5 に定められた金銭の分配(中間配当金)については、転換の請求又は一斉転換が 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間になされたときは 4 月 1 日に、10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間になされたときは 10 月 1 日に、それぞれ転換があったものとみなして支払うものとする。
22.	停止条件	第 3 種優先株式の発行は、第 3 種優先株式の要項の記載内容に従った当会社定款の変更が当会社株主総会において承認されることを条件とする。
23.	第 3 種優先株式の発行は、各種法令に基づく必要手続の効力発生を条件とする。	

４．第１回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）発行要項

ご注意： この文書は、当社が本優先株式及び本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

1.	社債の名称	不二サッシ株式会社第１回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
2.	社債総額	金 20 億円
3.	各本社債の額面金額	金 5,000 万円の１種
4.	社債券の形式	無記名式とする。 なお、本新株予約権付社債は商法第 341 条ノ 2 第 4 項の定めにより本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
5.	利率	本社債には利息を付さない。
6.	発行価額	額面 100 円につき金 100 円 ただし、本新株予約権は無償にて発行するものとする。
7.	償還価額	額面 100 円につき金 100 円 ただし、繰上償還の場合は第１１項第(2)号乃至第(4)号に定める価額による。
8.	払込期日	平成 18 年 3 月 30 日（木）
9.	物上担保・保証の有無	本新株予約権付社債には物上担保および保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
10.	社債管理会社の不設置	本新株予約権付社債は、商法第 297 条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理会社は設置されない。
11.	償還の方法および期限	(1)　本社債は、平成 20 年 3 月 28 日にその総額を償還する。 ただし、繰上償還に関しては、本項第(2)号乃至第(4)号に定めるところによる。 (2)　当会社は、当会社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当会社の株主総会で決議した場合、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から 30 日以上 60 日以内の事前通知を行った上で、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、その時点において未償還の本社債の全部（一部は不可）を繰上償還することができる。この場合の償還価額は本社債の額面 100 円につき金 100 円とする。 (3)　当会社は、平成 18 年 3 月 31 日以降、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して償還日から 10 銀行営業日以上 60 日以内の事前通知を行った上で、その時点において未償還の本社債の全部（一部は不可）を繰上償還することができる。この場合の償還価額は本社債の額面 100 円につき金 100 円とする。 (4)　本新株予約権付社債の社債権者は、平成 18 年 8 月 30 日以降、その選択により、当会社に対して償還日から 60 日以上の事前通知を行い、かつ当会社の定める請求書に繰上償還を請求しようとする本社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、繰上償還を請求しようとする本新株予約権付社債券を添えて第 20 項記載の償還金支払場所に提出することにより、その保有する本社債の全部または一部を繰上

ご注意： この文書は、当社が本優先株式及び本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

償還することを、当会社に対して請求する権利を有する。この場合の償還価額は本社債の額面 100 円につき金 100 円とする。

(5)　償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

(6)　本新株予約権付社債の買入および当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権のみを消却することはできない。当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却する場合、当会社は当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権につき、その権利を放棄するものとする。

12. 本新株予約権の内容

(1) 本社債に付する本新株予約権の数および発行する本新株予約権の総数

各本社債に付された本新株予約権の数は 1 個とし、合計 40 個の本新株予約権を発行する。

(2)本新株予約権の発行価額

無償とする。

(3)本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当会社普通株式とし、その行使請求により当会社が当会社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当会社の有する当会社普通株式を移転（以下当会社普通株式の発行または移転を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本項第(7)号②記載の転換価額（ただし、本項第(8)号乃至第(12)号によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。この場合に 1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(4)本新株予約権の行使請求期間

本新株予約権付社債の社債権者は、平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 27 日までの間（以下「行使請求期間」という。）、いつでも、本新株予約権の行使を請求すること（以下「行使請求」という。）ができる。

(5)その他の本新株予約権の行使の条件

当会社が第 11 項第(2)号もしくは第(3)号により本社債を繰上償還する場合または当会社が第 11 項第(4)号記載の本新株予約権付社債の社債権者の請求により本社債を繰上償還する場合には、本新株予約権付社債の社債権者は、償還日の前銀行営業日の銀行営業時間終了時以後本新株予約権を行使することはできず、当会社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、本新株予約権付社債の社債権者は、期限の利益の喪失日以降本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(6)本新株予約権の消却事由および消却の条件

消却事由は定めない。

(7)本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

①本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は、各本社債の発行価額と同額とする。

②本新株予約権の行使に際して払込をなすべき 1 株あたりの額（以下「転換価額」という。）については、平成 18 年 3 月 14 日に開催予定の取締

ご注意： この文書は、当社が本優先株式及び本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

役会において、時価を勘案したうえで、決定する予定。ただし、転換価額は本項第(8)号乃至第(12)号に定めるところに従い修正または調整されることがある。

(8) 転換価額の修正

本新株予約権付社債の発行後、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値（気配表示を含む。以下同じ。）のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。以下「修正後転換価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間内に、本項第(9)号乃至第(12)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、本要項に従い当会社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後転換価額が当初転換価額の50%（以下「下限転換価額」という。ただし、本項第(9)号乃至第(12)号による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の200%（以下「上限転換価額」という。ただし、本項第(9)号乃至第(12)号による調整を受ける。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(9) 当会社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(10)号に掲げる各事由により当会社の発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当りの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(10) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(11)号②に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって当会社普通株式を新たに発行しまたは当会社の有する当会社普通株式を処分する場合（ただし、当会社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使による場合を除く。）調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、また募集のための株主割当日　がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割により当会社普通株式を発行する場合

ご注意： この文書は、当社が本優先株式及び本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

調整後の転換価額は、当該株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式分割により当会社普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総 会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、当該株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当会社 普通株式を交付する。ただし、株券の交付については本項第(17)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

③本項第(11)号②に定める時価を下回る価額をもって当会社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合

調整後の転換価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(11)①転換価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り捨てる。

②転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、本項第(10)号②ただし書の場合は株主割当日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券 取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出 し、小数第 2 位を切り捨てる。

③転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の１ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における 当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。また、本項第(10)号②の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株主 割当日における当会社の有する当会社普通株式に割り当てられ

る当会社普通株式数を含まないものとする。

④転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が

ご注意： この文書は、当社が本優先株式及び本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

(12)　本項第(10)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。

①株式の併合、資本の減少、商法第373条に定められた新設分割、商法第374条ノ16に定められた吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

②その他当会社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

③転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(13)　本項第(8)号乃至第(12)号により転換価額の修正または調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正 前または調整前の転換価額、修正後または調整後の転換価額およびその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、本項第(10)号②ただし書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(14)代用払込に関する事項

商法第341条ノ3第1項第7号および第8号により、本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする請求があったものとみなす。

(15)本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権の行使請求受付事務は、第21項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取扱う。

①本新株予約権を行使請求しようとする社債権者は、当会社の定める行使請 求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、その新株予約権付社債券を添えて行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。

②行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

(16)本新株予約権の行使請求の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した日に発生する。

(17)株券の交付方法

当会社は、行使請求の効力発生後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

(18)本新株予約権の行使請求によって交付された株式の配当起算日

行使請求により交付された当会社普通株式の利益配当金または商法第293条ノ5に定められた金銭の分配（中間配当金）については、行使請求が4月1日から9月30日までの間になされたときは4月1日に、10月1

ご注意： この文書は、当社が本優先株式及び本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

日から翌年 3 月 31 日までの間になされたときは 10 月 1 日にそれぞれ当会社普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。

(19)本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当会社は必 要な措置を講じる。

13. 財務上の特約（担保提供制限）

(1) 当会社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債の発行後、当会社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保附社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、商法第 341 条ノ 2 に定められた新株予約権付社債であって、商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の規定により、新株予約権を行使したときに、新株予約権付社債の社債権者から社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする請求があったものとみなす旨、取締役会で決議されたものをいう。

(2)本項第(1)号に基づき設定した担保権が本新株予約権付社債を担保するに十分でないときは、当会社は直ちに本新株予約権付社債を担保するに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続きを完了し、かつ、設定した追加担保権について担保附社債信託法第 77 条の規定に準じて公告するものとする。

14. 本社債の地位

本社債は、本要項に従って強制執行可能な当会社の直接、無条件、無担保（第 13 項に定める場合を除く。）かつ非劣後の一般債務であり、本社債相互の間において、成立の日の前後その他の理由により優先または劣後することなく、同順位である。

15. 期限の利益喪失に関する特約

当会社は、次の各場合には本社債についての期限の利益を失う（本新株予約権付社債の社債権者は、以降本新株予約権を行使することはできない。）。

(1)当会社が第 11 項の規定に違背したとき。

(2)当会社が第 13 項第(1)号の規定に違背したとき。

(3)当会社が、前二号以外の本要項の規定に違背し、本新株予約権付社債の社債権者から是正を求める通知を受領した後 30 日以内にその履行または是正をしないとき。

(4)当会社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

(5)当会社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、または当会社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当会社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 5 億円を超えない場合は、この限りではない。

(6)当会社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立をし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。

(7)当会社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または会社整理開始もしくは特別清算開始の命令を受けたとき。

16. 社債券の喪失等

(1)本新株予約権付社債券を喪失した者が、その種類、記番号および喪失の事由等を当会社に届け出て、かつ、公示催告の手続をし、その無効宣言があ

ご注意： この文書は、当社が本優先株式及び本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

		っ た後、除権決定の確定謄本を添えて請求したときは、当会社は、これに代り新株予約権付社債券を交付する。 (2)本新株予約権付社債券を毀損または汚染したときは、その新株予約権付社債券を提出して代り新株予約権付社債券の交付を請求することができる。ただし、真偽の鑑別が困難なときは喪失の例に準ずる。
17.	代り新株予約権付社債券の交付の費用	代り新株予約権付社債券を交付する場合は、当会社は、これに要した実費（印紙税を含む。）を代り新株予約権付社債券の被交付者から徴収する。
18.	社債権者に通知する場合の公告	本新株予約権付社債の社債権者に対し通知する場合の公告は、東京都において発行する日本経済新聞にこれを掲載する。ただし、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。
19.	社債権者集会に関する事項	(1)本新株予約権付社債の社債権者集会は、当会社がこれを招集するものとし、会日より少なくとも 3 週間前に社債権者集会を開く旨および会議の目的たる事項を公告する。 (2)本新株予約権付社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。 (3)本社債総額の 10 分の 1 以上にあたる社債権者は、本新株予約権付社債券を供託した上、会議の目的たる事項および招集の理由を記載した書面を当会 社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。
20.	償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）	不二サッシ株式会社　管理本部経理部
21.	行使請求受付場所	名義書換代理人事務取扱場所　中央三井信託銀行株式会社　本店
22.	商法その他の法令または規則の改正に伴う取扱い	本新株予約権付社債の発行日後、株券の発行または新株予約権付社債に関連する商法その他の日本の法令または規則の規定につき改正が行われた場合には、当該改正後の商法その他の日本の法令または規則の規定および本要項の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当会社が適切と判断する方法により、必要な措置を講ずることができるものとする。
23.	本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中の資本組入額	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の資本組入額は、当該発行価額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。
24.	申込期間	平成 18 年 3 月 30 日（木）
25.	募集の方法	第三者割当の方法により、全額を日興シティグループ証券株式会社に割り当てる。
26.	取得格付	取得していない。
27.	本新株予約権の発行価額を無償とする理由及びその行使に際して払込をなすべき	平成 18 年 3 月 14 日に開催予定の取締役会において、決定する予定。

ご注意： この文書は、当社が本優先株式及び本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

額の算定理由

28. 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項は、今後の取締役会で決する他、代表取締役社長に一任する。

29. 上記各項については証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

５.割当先の概要

割当予定先の概要及び当会社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

第１回無担保転換社債型新株予約権付社債

割当予定先の名称			日興シティグループ証券株式会社
割当新株予約権付社債(額面)			金2,000,000,000円
払込金額			金2,000,000,000円
本店所在地			東京都港区赤坂五丁目２番20号
代表者の役職・氏名			代表執行役社長　安倍　秀雄
資本の額			96,307,750,000円（注）1
大株主及び持株比率			株式会社日興コーディアルグループ 51% Citigroup Global Markets Holdings GmbH 49%（注)
主な事業内容			証券業
当社との関係	出資関係等	当社が保有している割当予定先の株式数	【該当事項なし】（注）1
		割当予定先が保有している当会社の株式数	18,400株(注)1
	取引関係等	取引関係等	【該当事項なし】
		人的関係等	【該当事項なし】
本新株予約権付社債の保有に関する事項			本新株予約権付社債について、当会社以外の第三者に譲渡することができない旨の合意を行います。

(注)　1.資本の額、大株主および出資関係の欄は、平成18年2月20日現在のものであります。

2.日興シティグループ証券株式会社による本新株予約権付社債の買取については、平成18年２月27日の当社取締役会において決議された第１種優先株式、第２種優先株式及び第３種優先株式の発行に関し、第１種優先株式については日興シティグループ証券株式会社により、第２種優先株式及び第３種優先株式については株式会社りそな銀行により、適法且つ有効に買い取られることを条件としております。したがって、各優先株式のいずれかが適法且つ有効に買い取られず、または払込期日までに買い取られないことが明白となった場合は、日興シティグループ証券株式会社による買取は行われないこととなります。

ご注意： この文書は、当社が本優先株式及び本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

第１種優先株式

割当予定先の名称			日興シティグループ証券株式会社
割当株数			第1種優先株式　1,000,000株
払込金額			金2,000,000,000円
本店所在地			東京都港区赤坂五丁目２番20号
代表者の役職・氏名			代表執行役社長　安倍　秀雄
資本の額			96,307,750,000円（注）
大株主及び持株比率			株式会社日興コーディアルグループ 51% Citigroup Global Markets Holdings GmbH 49%（注）
主な事業内容			証券業
当社との関係	出資関係等	当社が保有している割当予定先の株式数	【該当事項なし】（注）
		割当予定先が保有している当会社の株式数	18,400株(注)
	取引関係等	取引関係等	【該当事項なし】
		人的関係等	【該当事項なし】
	本優先株式の保有に関する事項		本優先株式発行日から２年間において本優先株式を譲渡する場合、ならびに本優先株式を普通株式に転換し、本普通株式を譲渡する場合には、その旨を当社に報告する旨の確約を依頼する予定です。 本優先株式について、当会社以外の第三者に譲渡することができない旨の合意を行います。

(注)　資本の額、大株主および出資関係の欄は、平成18年2月20日現在のものであります。

ご注意：この文書は、当社が本優先株式及び本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

第2種優先株式、第3種優先株式

割当予定先の名称			株式会社りそな銀行
割当株数			第２種優先株式　3,000,000 株 第３種優先株式　3,000,000 株
払込金額			第２種優先株式金 6,000,000,000 円 第３種優先株式金 6,000,000,000 円
本店所在地			大阪市中央区備後町二丁目２番１号
代表者の役職・氏名			代表取締役社長　野村正朗
資本の額			2.799 億円（注）
大株主及び持株比率			株式会社りそなホールディングス(100%)（注）
主な事業内容			銀行業
当社との関係	出資関係等	当社が保有している割当予定先の株式数	【該当事項なし】（注）
		割当予定先が保有している当会社の株式数	1,857,452 株 （注）
	取引関係等	取引関係等	資金借入
		人的関係等	割当予定先より出向者１名 割当予定先出身代表取締役１名
本優先株式の保有に関する事項			2007年9月30日までは、本優先株式について、当会社以外の第三者に譲渡する事ができない旨の合意を行います。 なお、第2種優先株式においては、発行日から2年間において当該優先株式を譲渡する場合、ならびに当該優先株式を普通株式に転換し、当該普通株式を譲渡する場合には、その旨を当社に報告する旨の確約を依頼する予定です。

(注)　資本の額、大株主および出資関係の欄は、平成18年2月20日現在のものであります。

ご注意：　この文書は、当社が本優先株式及び本新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。